

改正後

改正前

<p>○千葉県環境保全条例施行規則</p>	<p>○千葉県環境保全条例施行規則</p>
<p>平成七年九月二十九日規則第七十八号</p>	<p>平成七年九月二十九日規則第七十八号</p>
<p>(自動車環境管理計画書の提出等)</p>	<p>(自動車環境管理計画書の提出等)</p>
<p>第二十四条 条例第五十五条の二第一項に規定する規則で定める規模は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が三十台以上とする。</p>	<p>第二十四条 条例第五十五条の二第一項に規定する規則で定める規模は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が三十台以上とする。</p>
<p>2 条例第五十五条の二第一項に規定する自動車環境管理計画書（以下「計画書」という。）の提出は、自動車環境管理計画書（別記第十九号様式）により行うものとする。</p>	<p>2 条例第五十五条の二第一項に規定する自動車環境管理計画書（以下「計画書」という。）の提出は、自動車環境管理計画書（別記第十九号様式）により行うものとする。</p>
<p>3 計画書は、特定事業者に該当することとなった日の属する事業年度から令和十三年三月三十一日を含む事業年度までの期間を計画期間として作成するものとし、当該期間を経過した後は五事業年度を計画期間とする計画を順次作成するものとする。</p>	<p>3 計画書は、特定事業者に該当することとなった日の属する事業年度から平成三十三年三月三十一日を含む事業年度までの期間を計画期間として作成するものとし、当該期間を経過した後は五事業年度を計画期間とする計画を順次作成するものとする。</p>
<p>4 計画書は、特定事業者に該当することとなった日から九十日以内（特定事業者に該当することとなったことにより初めて提出した計画書に引き続き計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の開始の日から起算して六十日以内）に提出しなければならない。</p>	<p>4 計画書は、特定事業者に該当することとなった日から九十日以内（特定事業者に該当することとなったことにより初めて提出した計画書に引き続き計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の開始の日から起算して六十日以内）に提出しなければならない。</p>
<p>(低公害車導入義務者の規模等)</p>	<p>(低公害車導入義務者の規模等)</p>
<p>第二十九条 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める規模は、法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が二百台とする。</p>	<p>第二十九条 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める規模は、法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が二百台とする。</p>
<p>2 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める割合は、六十パーセント</p>	<p>2 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める割合は、四十パーセント</p>

ントとする。

3 条例第五十六条の二に規定する低公害車の導入期限は、令和十三年三月三十一日とする。

4 前条第四号の規定により指定された自動車はその指定を解除された場合において、条例第五十六条の二第一項に規定する特定事業者が当該指定を解除された日（以下この項において「解除日」という。）前に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が解除日以後当該自動車を継続して使用するときは、当該自動車は、低公害車とみなす。同項に規定する特定事業者が解除日から百八十日以内に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が当該自動車を導入した日以後継続して当該自動車を使用するときも、同様とする。

（低燃費車）

第三十条 条例第五十六条の三の規則で定める自動車は、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）1の1-1の(3)から(6)までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）1の1-1の(2)から(4)までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない自動車とする。

（書面等の電磁的記録による備置き）

第三十二条 条例第五十六条の四第一項に規定する書面等について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により備え置く場合は、次の各号に掲

ントとする。

3 条例第五十六条の二に規定する低公害車の導入期限は、平成三十三年三月三十一日とする。

4 前条第四号の規定により指定された自動車はその指定を解除された場合において、条例第五十六条の二第一項に規定する特定事業者が当該指定を解除された日（以下この項において「解除日」という。）前に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が解除日以後当該自動車を継続して使用するときは、当該自動車は、低公害車とみなす。同項に規定する特定事業者が解除日から百八十日以内に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が当該自動車を導入した日以後継続して当該自動車を使用するときも、同様とする。

（低燃費車）

第三十条 条例第五十六条の三の規則で定める自動車は、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）1の1-1の(4)から(7)までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）1の1-1の(3)から(5)までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない自動車とする。

（書面等の電磁的記録による備置き）

第三十二条 条例第五十六条の四第一項に規定する書面等について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により備え置く場合は、次の各号に掲

改正後	改正前
<p>げる方法のいずれかにより備え置かなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を条例第五十六条の四第一項に規定する自動車販売業者（以下「自動車販売業者」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を自動車販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 自動車販売業者が、前項各号に掲げる方法により電磁的記録を備え置く場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できなければならない。</p>	<p>げる方法のいずれかにより備え置かなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を条例第五十六条の四第一項に規定する自動車販売業者（以下「自動車販売業者」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を自動車販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 自動車販売業者が、前項各号に掲げる方法により電磁的記録を備え置く場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できなければならない。</p>